

K & N I P N E W S

*** 今回の内容 ***

中国における維持年金の廃止について

2010年2月1日に改正された中国特許法実施細則では、出願維持料に関する規定が削除されました（改正特許法実施細則第93条および第97条）。従いまして、2010年2月1日以降に登録手続を行う場合、特許権が付与された年の年金を納めればよく、累積年金を支払う必要がなくなりました。

文責：外国G リーダー長谷川
監修：弁理士 中根 美枝

2011年3月24日

笠井中根国際特許事務所